

たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約 履行のためのガイドライン



<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t93-1.pdf>

原則 1

100%完全禁煙であるべきである

換気、空気清浄機、喫煙区域の指定など100%完全禁煙以外の方策では、受動喫煙を防止できないという科学的証拠がある。



たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約

履行のためのガイドライン

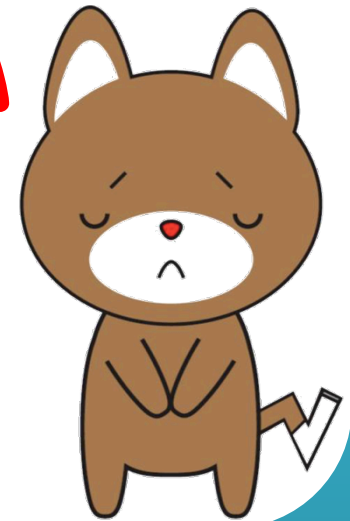
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t93-1.pdf>



原則 2

**すべての人々が受動喫煙から
守られなければならない**

すべての屋内の職場と公共の場所は
禁煙とするべきである。



たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約

履行のためのガイドライン

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t93-1.pdf>



原則 3

**人々を受動喫煙から守るには
立法措置が必要である**

自主規制による禁煙対策は効果がなく、十分な保護が得られないことが繰り返り明らかになってきた。有効であるためには、法律は単純、明快で、かつ強制力を持つべきである。



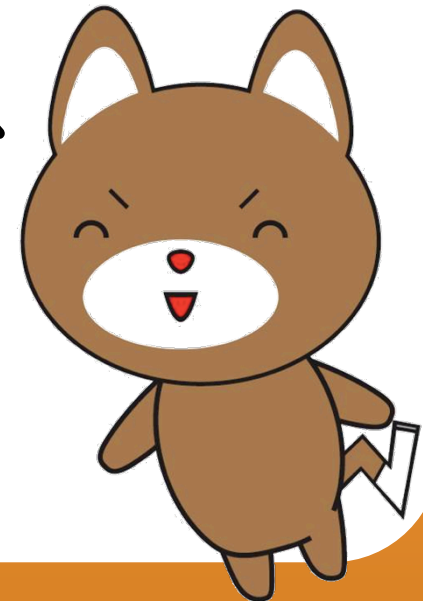
たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約 履行のためのガイドライン



<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t93-1.pdf>

原則 4

よい計画と十分な資源が、
屋内禁煙法をうまく導入し
執行するために
欠くことができない。



たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約

履行のためのガイドライン

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t93-1.pdf>



原則 5

市民社会は、屋内禁煙法を支持し遵守を保証する中心的な役割を担うものであり、法律を策定し、履行し、執行する過程において

能動的当事者となるべきである。



たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約 履行のためのガイドライン

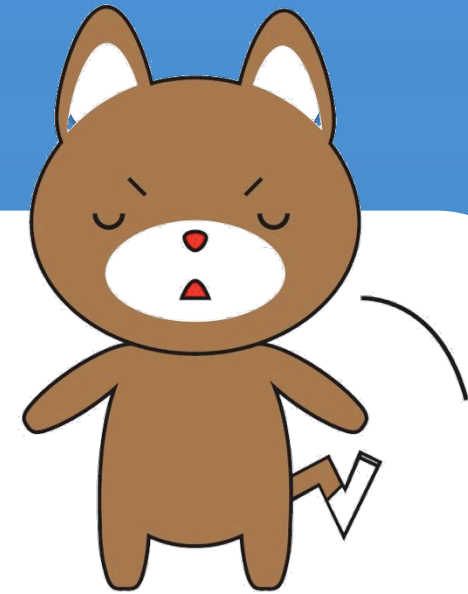


<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t93-1.pdf>

原則 6

屋内禁煙法の履行、
執行およびその効果を

すべて**記録し評価する**べきである。



たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約

履行のためのガイドライン

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t93-1.pdf>



原則 7

受動喫煙から人々を保護する対策は、
必要に応じて、

強化し拡大するべきである。

